

ニュー・ディール貿易政策に関する若干の問題点

西田, 勝喜

<https://doi.org/10.15017/2920558>

出版情報：経済論究. 36, pp.21-54, 1976-03-25. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：



ニュー・ディール貿易政策に 関する若干の問題点

西 田 勝 喜

目 次

は じ め に

I 互惠通商協定政策と後進農業国

II ワシントン輸出入銀行の設立とニュー・ディール貿易政策

III 海外農産物輸出市場の崩壊とニュー・ディール農業政策

III-1 主要輸出農産物の国内市場転換と二重価格制度への移行

III-2 商品金融公社の融資・買上げ活動を通じる価格支持と余
剰農産物集積

III-3 戦時輸出計画と商品金融公社

お わ り に

は じ め に

アメリカは、我々が前稿で検討したように、世界恐慌以後に強められる主要諸国の対米通商差別に対抗するなかで、互惠通商協定政策を通じて基本的に「武器の批判」の意義を有する最恵国原理を提起し、各種の市場独占形態の解消を迫り、具体的には平等待遇を要求して輸出市場の維持と回復を追求した。38年11月の米英通商協定成立は、英連邦特惠関税制の部分的解体を意味し、最恵国原理の復活にもとづいて多角主義的国际貿易関係を再建するアメリカの政策目標に重要な前進的契機を与えた¹⁾。また、平等待遇の要求に関しては、通商協定が戦争前迄に金ブロック諸国、ラテン・アメリカ諸国及びイギリス等20ヵ国との間で締結されたが、協定成立はそれ自体アメリカに対する平等待遇の保証にすぎないことは改めて確認しておくべきであろう。というのも、アメリカの政策上の環を成す最恵国原理は、それが関税に関連づけられる場合、各国は関税譲許による輸入急増と譲許全般化を回避する様々な手段を採用した結果、その

機能範囲を狭められていた。しかも、アメリカが政策展開の対象とした関税自体が大抵の国々にとっては貿易統制の第二次的手段にすぎなかったのである。更に、アメリカは協定相手国が採用している貿易統制の主要手段である非関税障壁に最恵国原理を適用する努力を払ったにも拘らず、そうした努力は本来「市場諸経済間で自由に競争する国際貿易」の実態にもとづく最恵国原理と、為替管理、双務的清算制、輸入割当制などの手段が依拠した「市場諸力の作働を制限する」原理との間の矛盾を克服するものではなく、採用された最恵国原理の適用方式が実質的に侵害を受けるのは必然であった²⁾。協定諸国との協調的關係乃至力関係が侵害を防止する次善の条件となるが、結局、そうした原理上の矛盾を克服するには、単に平等待遇の保証に止まらず、国際的な最恵国原理の復活を実現する他はなく、こうしてアメリカの互惠通商協定政策は貿易の国家的干渉の排除—自由市場経済原理の復権に政策目標を収斂させざるをえない。

これまで我々は、互惠通商協定政策で以てニュー・ディール貿易政策を代表させてきたが、ここで改めてニュー・ディール貿易政策をどのように理解しているかを述べておかねばなるまい。アメリカは、諸外国で発展してきた貿易政策上の双務主義に対し、(1)殆んどの貿易相手国に対する出超、(2)アメリカ工業の優位な対外競争力、(3)高率保護関税を通じた国内諸産業に対する国内市場確保、(4)国内経済循環に対する外国貿易の相対的独立性、(5)いわゆる国際収支問題の不成立、などの諸条件に規制されて双務主義を排除し最恵国主義を採用した。他方、世界恐慌下に生じた各国の対米債務不履行が持続し、またアメリカの民間長期資本輸出が崩壊状況に陥るなかで、上記(1)～(3)の条件とも相まって、各国は国際収支困難にもとづいて対米貿易規制を強め始めた。これに対し、アメリカは、(3)と(4)の条件に依拠して、自国の高率関税を軽減して国内市場を開放する方向に転換し、それに照応した孤立主義から国際主義への政策基調の転換とともに、最恵国原理にもとづいて互惠的な関税譲許網を国際的に拡張する政策に乗り出した³⁾。互惠通商協定政策はこの方向に即して上述した自由市場経済原則の復権を基本的課題としたが、他方で、アメリカの輸出を回復させる為には、相手国市場の確保に対する見返りとしてアメリカ市場を開放せねばなら

ず、相互に国内市場を開放しあう関係においてはアメリカの産業再調整の問題が発生せざるをえない⁴⁾。アメリカは、直接に国内の非能率で低生産性の産業を放棄するか、或いは長期安定的な資本輸出を実現させて間接に産業再調整問題を緩和するか、そのいずれにも基本的には取組まず、むしろそこに現われている国際均衡に逆行する政策をすら展開する。このような意味において、一方で互惠通商協定政策を中心に国際貿易関係に自由市場原理を復活させようとするが、他方で国際均衡乃至諸国の国際収支問題に対する認識と配慮を欠いたものとして、我々はニュー・ディール貿易政策を理解している。

こうしたニュー・ディール貿易政策を検討する場合、後者の国内産業再調整と国際均衡の問題において注目する必要があるのは、ニュー・ディール農業政策の展開とそれに付随して確立されてくる農産物の二重価格制であり、二重価格制は、それが農業における自由市場原理の放棄にもとづく以上、国際貿易における自由市場原理と抵触するからである。

1) 拙稿、「アメリカ互惠通商協定政策の成立と展開」、『経済論究』、第35号(1975年12月)、pp.116-17。

2) Arndt, H. W., *Economic Lessons of the Nineteen Thirties*, 1944. (2nd imp., 1963), p. 85.

例えば、輸入割当制に対してアメリカが求めた平等待遇を保証する「代表的期間」方式は、それが市場諸力の機能を通じた価格均衡に基準を求めない以上、「代表的期間の定義」を相互の「意見の問題」=交渉上の力関係に基準を求める結果、譲許を相殺する手段を導入し易い。またその方式は各国の生産者たちの「競争上の地位変動」を考慮しえない側面をもっていた。更に、為替管理の場合に譲許の侵害が著しい。収支差額の累積、輸出業者に対する支払い遅延、為替相場の変動、輸入業者に対する外国為替の配給、隠れた輸出補助金等のどれか一つによる侵害を防止するのは困難であった(ditto, p. 85 参照)。

3) 拙稿、前出、pp.103-04, 107-11。

4) Gardner, R. N., *Sterling-Dollar Diplomacy*, 1969, 邦〔村野孝・加瀬正一〕訳、『国際通貨体制成立史(上)』、1973年、pp.125-26。

I 互恵通商協定政策と後進農業国

アメリカの互恵通商協定政策は 関税制度の運用に対象を求め、協定相手国が容認する貿易上の譲許の範囲に見合って、税率引下げ、増率据置き及び免税据置きの三形態で関税譲許を供与する内容から成り、最恵国条款を通じてこれらの譲許を協定諸国に全般化するものである。また、農・鉱産物など一次産品の輸入に関しては、NIRA、1932年歳入法及びジョーンズ=コスティガン砂糖法などにもとづいて、関税割当と輸入品内国消費税が適用され、国内の関連商品の生産に保護を与えた¹⁾。1930 年関税自体が高率で(表 1 参照)、税率引下げ幅も 50%以内に制限されている上に、そうした 関税制度の運用に量的制限を導入して農・鉱業を保護する措置を重ねることは、当該国内産業と競争することのない熱帯産品や特殊な原材料の輸出国については別だが、多様な農業生産を展開

表 1 1922年及び1930年のアメリカ関税率

(各関税項目の従価平均比率：%)

関税表		22年関税法	30年関税法
1	化学製品・油類及び塗料	29.22	31.40
2	土石・陶土器及びガラス器具	45.62	53.62
3	金属及び同製品	33.71	35.01
4	木材及び同製品	7.97	10.49
5	砂糖・糖密及び同製品	67.85	77.21
6	煙草及び同製品	63.09	64.78
7	農産物及び食料	19.86	33.61
8	酒類・ブドー酒及び他の飲料	36.48	47.44
9	綿製品	40.27	46.42
10	亜麻・麻・黄麻及び同製品	18.16	19.14
11	羊毛及び同製品	49.54	59.83
12	絹製品	56.56	59.13
13	人絹製品	52.68	53.62
14	紙類及び書籍	24.72	26.06
15	雑品	21.97	27.39

(資料) Taussig, F.W., The Tariff History of the United States, 邦 [長谷田・安芸共] 訳『米国関税史』, 1938年. pp.452-53.

し農産物を主な輸出品としている後進諸国との協定可能性を著しく制約せざるをえない。金ブロック諸国やイギリスとの協定交渉が示したように、アメリカは主要供給国方式に関税を細分類する方法を結びつけ、関税譲許の供与範囲を拡大して協定締結を促進しえたのに比べて²⁾ (表2参照)、農産物は一般に工業製品とは違って商品多様化の余地は少なく、工業諸国との間で活用された関税細分類の方法を農産物輸入品に適用するには自ずと限界があった。ここでは、そうした関係を最もよく示す例としてアルゼンチンとの協定交渉をとりあげ、そこで示された互惠通商協定政策の問題点を検討しよう。

アルゼンチンの先進工業諸国との貿易は、世界恐慌前で輸出先をイギリス、ドイツ、オランダ、ベルギーなどに求め、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、フランスなどから輸入を行ない、これら先進諸国との貿易差額は、アメリカとイタリアを別として、順調であった。その際、アルゼンチンは、他の南米諸国と異なり、外貨を獲得する輸出品を特定のものに特殊化させてはいなかった³⁾。その後もこの基調に変化はなく、例えば、1935～37年期間に、トウモロコシ、小麦、亜麻仁、牛肉、及び羊毛の輸出が総輸出額の70%に達し、農産物輸出は全体の約85%を占めた⁴⁾。また、世界恐慌下に為替管理を導入(31年10月)して以降、アルゼンチンはイギリスとの輸出入を拡大し(特に31～34年

表 2 互惠通商協定によるアメリカの関税引下げと関税細分類

	17件の通商協定 ¹⁾	米英通商協定
関税引下げ合計	511	468
旧分類下の引下げ項目数	309	272
新分類下の引下げ項目数	202	196
内訳 { 新規の価額区分	15	48
{ 新規の商品銘柄	155	110
{ 上記二方法の併用	32	38

注：(1) 38年11月の米英通商協定より前に成立した諸協定に関したものである。

出所：Kreider, Carl, "The Effect of American Trade Agreements on Third Countries: Retrospect", *The American Economic Review*, March 1941, p.785. [from, *Monthly Bulletin of the American Tariff League*, no.116, Jnly, 1938, p.2 and the Supplement, Nov.-Dec., 1938, p.9]

期間), 35年にペソ平価を切下げた後は, 入超諸国との貿易収支均衡化と出超諸国との差額維持に努めた。こうした背景の下で, アメリカとアルゼンチンの貿易は, 恐慌前の圧倒的なアメリカの出超 (25~29年で累計6億ドル) から, 30~34年にアメリカ出超幅が縮減し (累計3.7億ドル), 35年以降は両国は, 貿易量が停滞するなかで, 実質的な均衡を保つ関係に入った⁵⁾。他方で, アルゼンチンの対米ドル債務の累積は35年末で3.5億ドル (内, 約9千万ドルは利子滞納) に上っていたが, 39年末には2億ドルに減少し, 債務不履行は5%にすぎない状態まで回復を遂げていた⁶⁾。

以上の経過をうけて 39年8月に開始された協定交渉において, アメリカは双務主義や為替管理を手段とした諸国に対する競争上の地位改善をアルゼンチン市場で期待したが, 同時に国内での北部農業者, 牧畜業者及び鉱山業者の強い反対を受けてもいた。アルゼンチンは, 双務主義的基調にもとづいて, 小麦, トウモロコシ, 羊毛, 獣皮, 及び亜麻仁 など農産物の輸出増加を期待した。小麦を除くこれらの農産物は, 1935~37年に, アルゼンチンの対米輸出の75%を占めていた⁷⁾ が, アルゼンチンが輸出増加を期待する農産物はアメリカ関税表では殆んど従量関税の対象となっており⁸⁾, 農業恐慌の国際的激化に伴ない農産物価格が暴落するなかでは, これらの従量関税は外国農産物の輸入に重税を課す効果をもっていた。アメリカはトウモロコシ, 亜麻仁, カゼイン, 獣脂, 未脱脂羊毛, チーズ, 缶詰牛肉など38品目に対し関税譲許を提示したが, それらは国内農産物と競合する品目であり, 多くの品目に関税割当を適用し輸入数量を制限しようと試みた。交渉中に勃発したヨーロッパの戦争によってひきおこされたヨーロッパ工業諸国からの輸入不足に対する懸念の為に, アメリカへの輸入先転換の配慮が強まったものの, アルゼンチン通貨当局は「アメリカ商品の龐大な流入を認めることにより 対外支払に必要な外国為替をこの国から流出させる」協定には調印できないとして, 交渉を停止し (40年1月), 主要輸入先を依然としてイギリスとフランスに求めることとした⁹⁾。

両国間の通商協定交渉は, 一方でアルゼンチンの農産物輸出の増加と, 他方でアメリカの工業製品の輸出回復を構成内容としていたが, アメリカがアルゼ

ンチン市場で 双務主義に訴える工業諸国との競争条件を回復させようとするれば、アルゼンチンに対してそれに見合うだけの 自国市場を開放する必要があった。その為にアメリカは 農産物輸入に関税譲許を提供したわけであるが、国内農業における保護政策の展開（本稿Ⅲ章を参照）と関連して、関税割当による輸入の量的制限を通じ国内市場の開放に制限を加えることになれば、アルゼンチンにとっては対米通商協定の利益は削がれざるをえない。のみならず、通商協定にもとづいて対米貿易を再び強化すれば、アルゼンチンが既にみた恐慌前及び 30年代前半の対米入超構造へ転落するのは必至であった。アルゼンチンが、世界戦争への展開が予想される歴史的背景のなかで、これまで実現してきた輸出余剰を維持し工業化の志向を強めるとすれば、アメリカの互恵通商協定政策は二重の意味でそうしたアルゼンチンの指針を阻害せずにはいない。すなわち、輸出余剰そのものを縮減させ、アメリカ工業製品の輸入によってアルゼンチン工業化の規模と性格が規制されるという意味で。アルゼンチン通貨当局が懸念したのはこの危険であった。アメリカ互恵通商協定政策が後進農業国に及ぼす作用とその展開能力の限界はここに典型的に示されている。

そして、この協定交渉が明らかにしたのは、互恵通商協定政策の推進に対してアメリカの農業保護政策が条件に応じて重大な制約をなすということであり、また、互恵通商協定政策それ自体は後進国の貿易統制（この場合は為替管理）の手段を解除させる方法を欠いていたことである。この後の点は、次章で検討するように、ワシントン輸出入銀行を通じて部分的に着手されるが、その融資政策はむしろアメリカ工業の輸出利害にもとづいており、必ずしも目的意識的に追求されたわけではなく試行錯誤的であった。

- 1) 関税割当は、輸入割当量までは引下げられた関税率を適用し、それを上廻る輸入分には旧水準の関税を適用する方法であり、砂糖、タバコなど農産物輸入に主に適用された。Whittlesey, C. R., "Import Quotas in the United States", *The Quarterly Journal of Economics*, Nov. 1937, pp. 37-65; Popper, D. H., "Six Years of American Tariff Bargaining", *Foreign Policy Reports*, vol. XVI, No. 3, 1940, pp. 35-36 及び Schickele, R., *Agricultural Policy: Farm Programs and National Welfare*. 1954, pp. 209-10などを参照。輸入品内国消費税は、関税法によらずに関税保護効果を与えあるいは強化するために議会が

利用した手段で、石油、木材、銅、石炭及び油脂類など特定の輸入品に適用された (Popper, op. cit., p. 36)。

- 2) タスカによれば、36年末迄に発効した15ヶ国との通商協定に関する関税譲許の内、関税が引下げられたアメリカ関税総数は448で、その内275は旧分類のままで引下げられ、新分類を施してのそれは173であった (*Monthly Bulletin of the American Tariff League*, Dec. 1936, p. 3—Tasca, H. J., *The Reciprocal Trade Policy of the United States*, 1938 (rep. 1967), pp. 142-43)。そして新分類下の関税引下げは、新規の価額区分10、新規の商品銘柄133及び両者の併用30から成っており、こうした関税細分類を通じた譲許はベルギー、スウェーデン、カナダ、オランダ、スイス及びフランスという工業諸国及至工業化の進展している諸国との協定に限られていた (Tasca, op. cit., pp. 142-43)。このような関連で米英通商協定をみれば (表2)、関税細分類が譲許方法としてより活用されているのが見てとれよう。
- 3) 例えば、不況以前で、ボリヴィアの錫 (総輸出の73%)、ブラジルのコーヒー (同71%)、コロンビアのコーヒー (同61%)、チリーの硝酸塩と銅 (同84%)、ペルーの石油と銅 (同58%)、ベネズエラの石油 (同76%) など、南米諸国の輸出にみられるモノカルチュア的性格に比べれば、アルゼンチンは重要な例外をなしていた (Cf., *Royal Institute of International Affairs, The Problem of International Investment*, 1937, 邦 (揚井克己・中西直行) 訳, 『国際投資論』1970年, p. 283)。
- 4) U.S. Department of Commerce, Bureau of Foreign and Domestic Commerce, *Foreign Commerce Yearbook*, 1938, p. 206.
- 5) do., *Foreign Commerce Yearbook*, 各年号を参照。
- 6) *Royal Institute of International Affairs*, 邦訳, 前出書, p. 323; U.S. Department of Commerce, *The Balance of International Payments of the United States*, 1939, pp. 79-81。1939年末現在の外国ドル債券 (foreign dollar bonds) 未償還状態の特徴をカナダと南米7ヶ国とについてみれば、(1)これら8ヶ国で未償還債券総額 (33億3,500万ドル) の70%を占め、(2)その内、南米7ヶ国は政府発行を中心に全体の28%を占め、(3)アルゼンチンはウルグアイとともに利子滞納率は低く (夫々 5.1%, 10.4%)、ペルーとボリヴィアの100%、ブラジルの92.2%、コロンビアの89.6%及びチリーの74.8%と比べて、債務内容は良好である。
- 7) U.S. Dept. of Commerce, *Foreign Commerce Yearbook*, 1938, p. 210。なお、同期間において、アルゼンチン輸出数量に占める対米輸出は、脱脂羊毛の50~70%、皮革の30%、亜麻仁の25%、トウモロコシの12%などであり、アメリカ市場の役割は小さくはなかった。
- 8) 1930年関税によれば、亜麻仁の従価10%と塩漬獣皮の従価10%を別にすれば、トウモロコシが1ブッシェル当り25セント、小麦が同42セント、生鮮牛肉がポンド当り6セント、未脱脂羊毛が同24セント、脱脂羊毛が同27セントなどと、従量関税を課されていた (U.S. Treasury Department, *Tariff Act of 1930 on*

Imports into the United States, の該当パラグラフを参照)。序でに述べておけば、アルゼンチンの対米輸出における免税輸出の比率は1937年で17.1%にすぎず、ブラジルの88%, チリーの89%, コロンビアの99%, ペルーの78%などと対照的であり、ウルグアイの10%と近似していた (U.S. Department of Commerce, Statistical Abstracts of the United States, 1940, p. 507)。

- 9) 以上, Popper, op. cit., pp. 36-37, この交渉停止とともに, 同時に進められていたウルグアイとの交渉も打ち切られた。ウルグアイは輸出品構成や対米債務関係などアルゼンチンと殆んど類似的であった。

II ワシントン輸出入銀行の設立とニュー・ディール貿易政策

ワシントン輸出入銀行 (Export-Import Bank of Washington — 以下, 輸銀と略称) を創立する大統領命令は「合衆国と諸外国またはそれに関する諸機関乃至諸国民との間の輸出入及び商品交換を金融する場合に援助しまたそれを促進すること」の必要を宣言した¹⁾。宣言中の「商品交換」は「国際的なバーター取引」を意味した²⁾から, 輸銀は当初からアメリカの諸外国とのあらゆる形態の商品交換を対象にしていた。この一般的目的を遂行するために授權が行われる³⁾が, ここでは主にニュー・ディール貿易政策の基調との関連で輸銀の運営方向をみることにしたい。そこで, 長期の貿易金融機関を設立しようとした1920年代の経験⁴⁾や第一・第二ワシントン輸出入銀行の設立と統合の経過⁵⁾については省略する。

輸銀の運営を検討する場合, アメリカの対外金融面において次のような政策措置と事態が存在していたことを看過すべきではない。輸銀設立(34年2月)後に成立したジョンソン法(34年4月)は, 「旧債借替のため米国に於て募債する場合, 一部南米諸国のように私債のみの支払を遅怠している場合, 外国に於る財務省の通貨政策の運用を助成するため政府直属機関が債務不履行諸国と金融取引を行う場合」を除けば, 戦債又は戦後の債務に対する支払を遅延している一切の国との金融取引を禁止した⁶⁾。他方, 資本逃避防止法が緩和され(34年11月), 「海外投資・貿易決済等のための海外送金」は財務省の許可制から外されて⁷⁾, 国際的銀行業務に対する行政的介入は排除されることになった。また, 30年代初期に急速に発展・強化された諸外国の貿易・為替に対する諸種の統制

の下で、アメリカの資本輸出は実質的に崩壊状況に陥り、民間長期債権の償還と投資の利子・配当受取が減退した資本輸出を遙かに超過し⁸⁾、対米債務諸国はドル不足の事態に益々陥らざるをえなかった。輸銀は世界恐慌下のアメリカ輸出の急減と、そうした長期資本輸出の停滞を背景に設立され、活動を開始するわけである。

輸銀の信用供与政策は、アメリカ外国貿易の惨落からの回復を目的とした互惠通商協定政策との関係が重要である。既に前稿で、ハル・ピーク論争の存在と外国貿易に関連する諸立法間の不調和を示唆しておいた⁹⁾が、例えば、一方では第一ワシントン輸出入銀行はその設立目的に即してソヴィエト貿易を促進する為に1億ドルの信用を設定したが、上述のジョンソン法適用によって対ソ貿易拡張に制約を加えられているのはその一例である。初代輸銀総裁G. ピークを中心に初めのうちは輸銀の運営はバーター協定を促進する方向に進められたが、国務省がドイツとの原綿輸出を含むバーター取引に反対したことにより、やがて転換を余儀なくされた。こうした結果になったのは、国務省が中心となって進めていた互惠通商協定計画に照すと、ドイツは対米通商差別国と認定されていた¹⁰⁾からであろう。これは上記論争における国務長官ハルの勝利を意味した¹¹⁾。その結果、高率関税と厳格な双務主義に立脚する輸出入均衡主義を基準としたバーター協定は、ニュー・ディール貿易政策の形成要素となりえなくなった。そこで、(1)債務国は自発的に輸出を図ればよいのに比べて債権国は人為的に輸出を刺激しなければならない、(2)アメリカの外国貿易関係者は、それぞれの国の政府によって積極的に支援されている外国の競争者に対抗するため、彼等に付与されていると同様の援助を受けるべきである¹²⁾、という考え方は排除される。この考え方が容認しようとした對外競争の為の二重価格制度は、財務省がドイツの輸出補助金に対し 対抗関税を適用して反対したように¹³⁾、アメリカの貿易促進手段とはならなかった。

こうして、論争における国務長官ハルの勝利と共に、輸銀は事実上「控え目な国務省の付属物」となり、その政策上の指針は、(1)貿易金融の民間機関と競争するのを回避し、(2)輸入貿易を金融することに関与せず、(3)国務省の貿易自

由化政策の目的と衝突するのを避けるが、この自由化目的の為には、バーター協定や為替清算制を含む諸業務に従事することによって活動を著しく拡張する¹⁴⁾、ことに求められた。つまり、輸銀は、一方では民間銀行業者から業務運営に関する助力を得ながら民間銀行の輸出金融を支援するという民間優先の関係に立ち、他方で互惠通商協定政策の推進を補強する方向で信用供与を行う関係に立つことになったわけである。創業以来 38 年度迄の輸銀業務実績の「四分の一以下が同行の組織者達によって期待されたタイプのもので、輸出入銀行は民間事業に取って替ることを全く回避してきた。同行によって行われた大部分の業務は他の政府諸機関に代替することから成っていた¹⁵⁾」という活動実績がそうした輸銀の位置関係を裏づける。この後の業務内容をホイットルセーは「変則的」事態と評価したが、それは、当時の国際経済関係の不安定や各国での政府統制の強化などを考慮すれば、外国貿易に関連する政府諸機関の機能を統合して、互惠通商協定計画を軸とする貿易自由化運動を促進しようとしたことをむしろ意味し、或いは外国との貿易関係を維持乃至発展に導く条件を形成する活動とみなすことができる。

1938 年以降輸銀は、それまでラテン・アメリカ及び中国向け鉄道資財の輸出を援助する為に僅か 300 万ドルにも達しない信用供与を行っていたことから転じて、中・長期の信用供与を拡大して実質的に相手国の為替事情を緩和乃至それによる制約を回避する政策を開始する。この方向は、38 年 7 月のハイチ向け道路建設融資 500 万ドル、12 月の国際電信電話会社の南米での事業に対する 1 千万ドルの信用供与と中国政府の代理機関向け融資 2,500 ドル、39 年 3 月のブラジル銀行借款 1,920 万ドルと積極的に展開され、第二次大戦の開始後は、輸銀の業務は益々ラテン・アメリカにこの方向で傾斜していく¹⁶⁾。また、こうした中・長期の信用供与に際して、輸銀はアメリカ商品の購入と輸出品のアメリカ船輸送を条件としていた。こうして、輸銀が主に耐久性工業製品の輸出に関連して輸出信用を拡張することは、それによって海外市場での競争上の地位を維持するのみでなく、そうした商品の輸出決済に生じうる信用並びに為替の危険を輸銀が負担することを通じて、実質的に相手国の外貨保有状態による為

替の制約を回避して輸出を実現することを意図している。それは、見方をかえれば、相手国政府乃至中央銀行の債務保証を条件に、民間長期資本輸出に代る政府資本の間接的な期限付き輸出とみなすことができるだろうが、その場合、ブラジル銀行借款が対米貿易における為替管理を中止する為に用いることを義務づけられたように、中南米融資の強化は特にドイツの「封鎖マルク」政策に對抗してその市場転換圧力をこれら市場から排除する行動でもあった¹⁷⁾。そこには政治的対立の一斑が示されているが、上記のいわゆる「対蔣クレジット」は国民党政府の対日闘争を援助する政治的行動の一環をなしていた。

- 1) Whittlesey, C. R., "Five Years of Export-Import Bank", *The American Economic Review*, September, 1939, p. 488; Gantenbein, J. W., *Financial Questions in United States Foreign Policy*, 1936, 邦〔町田義一郎〕訳、『アメリカ対外政策に於ける金融問題』1942年, p. 302.
- 2) Whittlesey, op. cit., p. 488, f. n.
- 3) コロンビア州法の下で、ワシントン輸出入銀行設立許可証は、(1)預金の受入れ、(2)約束手形、支払指図書、為替手形等の債務証書の売買・譲渡並びに裏書付または裏書なしでの割引、(3)合衆国またはその各州の債務を含む有価証券(但し、本行資金での他の会社の株式購入は含まない)の売買、及び(4)本行宛の為替手形あるいは支払指図書の引受、信用状の発行、鑄貨・地金及び為替の売買、資金の貸借並びに当該事業及至業務の遂行上法律によって行い或いは営むことの許されている必要な職能を果すこと、を授權された(Whittlesey, op. cit., p. 488; Gantenbein, 前出書, pp. 302-03)。但し、預金業務は排除されたが、同州銀行法の制限(債券割引の不許可)を議会の手で除去し財務長官の承認をうけての再割引も認められた(35年1月)。また、資本関係では、1938年度末時点で、復興金融公庫が4,500万ドルを5%累積優先株で所有し、国務長官及び商務長官が合計100万ドルを普通株で所有していたが、優先株は創業時に1,000万ドル、35年度に2,000万ドルに増資されそして38年度に更に2,500万ドルが追加されたのである(Whittlesey, op. cit., p. 489)。
- 4) Stern, Siegfried, *The United States in International Banking*, 1951, pp. 96-97.
- 5) Stern, op. cit., pp. 97-100; Whittlesey, op. cit., pp. 487-88; Gantenbein, 邦訳, 前出書, pp. 299-300参照。
- 6) 北沢新次郎, 『各国統制経済の研究』, 1940年, pp. 192-93.
- 7) 同上, p. 192.
- 8) 民間投資の償還受取と利子・配当受取から新規外国発行と直接投資を差引いた結果は、いわゆる相対的安定期(1925~28年)に3.2億ドルの払超であったが、31年に4.1億ドルの受取超過になって以降32年=5億ドル、33年=5.1億ドル、34年

＝5億ドル等々と入超が定着した (U.S. Department of Commerce, The Balance of International Payments of the United States, 各年号より算出)。こうした結果をもたらしたのはとりわけ新規外国発行に示される外国証券投資の極端な停滞であった。

- 9) 抽稿, 前出, pp. 107, 110.
- 10) Tasca, H. J., The Reciprocal Trade Policy of the United States, 1938 (Yep. 1967), p. 156.
- 11) G. N. ピークは彼が依拠した NIRA の違憲判決 (35年6月) と共に政権から去った。とはいえ、ピークに代表される貿易政策の考え方は完全に排除されたわけではなかった。例えば、両者の論争に関し、農務長官 H. A. ウォレスは「数ヶ国間で双務の均衡を図る計画」を支持していた (Tasca, op. cit., p. 91)。そこで、タスカに従って、ピークの考え方を確認しておこう。「先づ、彼はアメリカの歴史的な関税政策と歩調を同じくする高関税の追随者であった。これを出発点として次に彼は厳密に実質的な双務主義に基づいて純然たるバーター取引を主要部分とした通商交渉計画を提出した。ここに示唆されたのはアメリカの通商条約における無条件 (最恵国) 条款の放棄である。……最後に、彼は……不況を農業所得と工業所得の不均等に由来する完全に国内的な問題と見なしていた」 (Tasca, op. cit., p. 90)。
- 12) Whittlesey, op. cit., p. 497.
- 13) Bidwell, P. W., The Invisible Tariff, 1939, pp. 89-93; Tasca, op. cit., pp. 156-57.
- 14) Whittlesey, op. cit., 497-98. また、同行の信用供与は凍結されている信用の解消及び武器に類似する商品の輸出を金融することを原則として排除していた (Whittlesey, op. cit., p. 498)。
- 15) Whittlesey, op. cit., p. 499. 創業以来1938年度末までの信用供与は約6,144万ドルで、この内キューバに対する貨幣鑄造融資 (coinage loan) が2,400万ドル、中国に対する1931年と32年の農産物輸出 (政府機関による) の融資を輸出入銀行が引継いだ分が1,300万ドルを占める。
- 16) Stern, op. cit., pp. 103-04; Whittlesey, op. cit., pp. 493-95; Gantenbein, 邦訳, 前出書, pp. 305-08. ここで中期信用とは6ヶ月及至1年間の信用を言い、長期信用とは1年及至5年あるいはそれ以上の信用を指す (Whittlesey, op. cit., pp. 490, 493)。そして、長期信用を主とする業務の活発化に伴ない、39年3月に成立した輸銀延長法は未償還の貸付金又はその他の債権の貸付枠を1億ドルとし、40年3月には1億7,500万ドルに拡大された (但し各国当りの債務残高は2,000万ドルに制限された)。
- 17) 国務省の銀行顧問の認識によれば、「ブラジルやその他ラテン・アメリカの国々の為替事情が緩和されうるならば、これらの諸国は封鎖マルクのために彼らの生産物をドイツに販売する圧力を軽減されるであろう。この封鎖マルクが、シャハト流のバーター方式の下で、ブラジル及びその他南米の諸共和国にドイツ工業製品を見返りに彼等の生産物を販売することを余儀なくしている」 (Stern, op. cit.,

p. 104) からである。

III 海外農産物輸出市場の崩壊とニュー・ディール農業政策

アメリカの農産物輸出は、世界恐慌下に、著しい減退を余儀なくされたが、その原因は単に海外需要の急減や諸外国の貿易統制の発展などに止まらず、内外の農産物需要の減退に照応する農業生産調整の立ち遅れや生産費引下げの困難¹⁾という国内的要因にも求められる。そして、農産物輸出の激減という事態は世界恐慌の結果というよりも、むしろ20年代に進展してきた農業不況の激化であり構造的な不況の表面化であった。

アメリカ大恐慌以前に、既に世界戦争中とその後のイギリス自治領や南アメリカでの強力な競争者の成長、ヨーロッパでの農業保護及び栄養上の嗜好や人口趨勢の変化などが進行し、それら諸要因が組合わさって主要なアメリカ農産物に対する世界的需要を減少させていた。20年代のアメリカの対外貸付がアメリカ農業に輸出市場を保持させえたのであり、その反面で生産削減の必要と高生産費にもとづく競争力低下の問題が回避されてきていた²⁾。

世界恐慌によって、価格暴落と市場収縮が顕著となり、アメリカ農業は危機に陥り、農業恐慌を克服する政策がニュー・ディール政府の下で展開されるわけであるが、政策の方向は生産調整と価格支持及び金融的援助に向けられた。ニュー・ディール農業政策の展開は、他面で二重価格制を結果する³⁾ことになり、外国貿易との関連で、そうした基本的政策措置から必然的に派生してくる対外的措置を要請し、上述してきた互惠通商協定政策に一定の修正を余儀なくさせるようになる。余剰農産物の発生と処理の問題がその場合の中心論点をなす。以下では、そうした農業政策の下で生じた輸出農産物の国内市場への転換と余剰農産物の処理の特徴を確認し、そのなかから生成してくる商品金融公社の機能と役割をみることにする。

1) 20年代後半には農業における生産技術進歩の起動は与えられていたが、その生産構造の変化をも含む全面的な実現を制約した要因として、「20年代における農業支払価格の相対的な高騰の持続による農業生産の収益性の悪化、不況による農家負債のいっそうの増加、農産物需給の構造的な不均衡の表面化」など、総じて「一

般的不況」に抱えられていたことが挙げられる（アメリカ経済研究会編、『ニュー・ディールの経済政策』、1965年、p.140）。

2) Arndt, op. cit., p. 87.

3) ニュー・ディール農業政策に「二重価格制」を見い出す見解については、Gardner, R. N., *Sterling-Dollar Diplomacy*, 1969, 邦〔村野孝・加瀬正一〕訳、『国際通貨体制成立史』上巻、1973年、pp.123-24 及び Popper, op. cit., p. 40 を参照。

Ⅲ-1 主要輸出農産物の国内市場転換と二重価格制度への移行

ニュー・ディール政権は、農産物需給の不均衡に由来する過剰農産物在庫の圧迫、農産物価格の暴落とそれに伴う農業者所得の減少などの形で現われた農業危機を国内的に解決する課題に直面し、大別して、(1) 生産統制と農民への所得移転、(2) 販売協定による販売方法・価格及び収益の規制、を図る権限を与えられた（1933年農業調整法）。第(1)の権限は、「基本農産物」と指定された小麦、綿花、トウモロコシ、豚、米、タバコ、ミルク及びその加工品は「補償または補助金支払」計画の適用をうけることができ、その場合、農務長官は「生産者と任意的な協定によるか、もしくは他の方法によって、『基本』農産物についてその作付反別もしくは市場向け生産またはその両者について削減を行うこと。この目的のために、農務長官は『公正・妥当』と認める額の補償または補助金支払をなすことができる」という農業調整法の規定にもとづいて、「パリティ」価格を基準にその一定率での価格支持を行なうことを中心とする政策に具体化される¹⁾。販売協定参加者は復興金融公庫から融資を受ける資格を得たが、それ自体は生産統制を目的としていなかった²⁾。こうした計画を通じて、基本農産物を中心に減反と生産調整を実施し、農産物価格を人為的に引上げ農業者に購買力を付与し、併せて工業に対する農村市場を創出し、国内市場を拡大することを通じた経済全体に対する景気振興が意図される³⁾。その際問題であったのは、一方で「供給の過剰であると同時に消費の不足」の事態、とりわけ「価格を自由市場価格以上につりあげておくことは消費、特に食肉、野菜、ミルク等高価な農産物の消費を抑制する傾向」を生ずること、他方「供給量削減によって価格引上げをやるには時間的ズレが不可避であること、また満足な価格水

準はそのような方法で達成できそうもないこと」である。先の問題の解決には「経済全般に対する再膨脹政策」が必要であり、第二の問題の処理では、商品金融公社融資、救済買上げ、補助金支払等の手段を通じて、農家庭先価格と農家所得の引上げに照準が合わせられた⁴⁾。

以上のような農業政策を背景に農産物輸出は、1933年を転期に、総輸出に占める比率を低下させる傾向を示した。29年乃至32年の間に、農産物輸出は、絶対的な輸出急減のなかで32%から42%と相対比率を高めたが、それ以降、33年の39%からヨーロッパ戦争勃発前の38年の24%に低下し、戦争拡大とともに輸出は刺激されるが、比率低下は顕著となる⁵⁾。他面、農業総生産 (Farm Grass Product) との関係で輸出所得をみても、その比率は、20年代後半の20%前後の水準から、恐慌期の15%水準、34年に一時的に17%となって以降、いずれの年も殆んど10%の水準に落ちこんだ⁶⁾。

また、輸出農産物の数量 (1929年=100) をみると、小麦は、37年にみられた内外価格関係の好転による輸出増加と、後に述べる輸出補助金計画にもとづく輸出を例外に、殆んど壊滅状態に陥り、輸出依存度の高い綿花は33年の118をピークに漸減し38年の51まで収縮し、39年に輸出補助金計画により92となるが、40年に18へと急激する。トウモロコシ生産と密接な関連をもつ加工豚肉も33年に38と急激して以来20~30の範囲に低迷した。例外を示したのは果実類で、30年代中殆んど29年乃至20年代後半と同量の輸出を維持した⁷⁾。更に、これら農産物の需給関係における輸出の位置をみれば、市場販売高に占める輸出比率は、小麦の場合、20年代の20%以上の水準から32年に7.7%に低下して以降ほぼ5%前後の水準に低迷し、トウモロコシの場合は、先の37年小麦と同様の事情による25%の輸出を特殊例として、30年代にはもはや輸出商品となりえなかった。綿花の場合は、大量の繰越量を抱えていた事情を考慮すれば、33年以降の生産調整の進展 (37年の例外的豊作を別として) とともに、繰越しを含む総供給量を基準にして、輸出比率が上昇すれば繰越水準が低下し逆の場合は逆となる一種の相関関係を呈していた。余剰綿花を除去する大幅な生産調整は進展せず (次節参照)、国内消費も著しい回復を遂げえなかったからである⁸⁾。

以上のように、農産物輸出は総輸出においても農業総生産においても地位を後退させるなかで、輸出農産物も国内市場への転換及至輸出市場の喪失を経験してきたが、その反面で、農産物価格は価格支持政策に支援されて33年以降回復しはじめるとともに、海外の競争商品の或いは国際市場での価格と比較して、

表 3 小麦及びトウモロコシの各市場での平均価格

(単位、ブッシェル当りのセント)

	小 麦						ト ウ モ ロ コ シ			
	リバプール	ニュー ヨーク	シカゴ	ウィニペグ	ブエノス・ アイレス	シドニー	リバプール	シカゴ	サン・フラ ンシスコ	ブエノス・ アイレス
1926	163	156	140	135	146	140	...	...	...	...
27	152	153	138	133	138	132	...	...	...	...
28	128	131	117	112	115	112	...	...	...	...
29	129	126	130	127	117	116	86	84	109	63
1930	80	92	84	65	66	56	52	62	83	32
31	59	68	53	50	47	43	43	36	65	30
32	54	69	53	44	44	42	42	34	57	30
33	68	106	94	65	56	53	60	50	72	44
34	81	119	102	79	61	58	58	86	102	43
35	90	125	104	81	82	69	58	74	85	42
36	126	143	117	116	106	98	76	121	111	52
37	124	116	118	129	112	89	92	57	81	68
38	70	87	70	62	61	50	73	48	74	51
39	(閉鎖)	112	78	67	60	54	(閉鎖)	54	86	39
1940	(")	106	85	65	57	64	(")	67	90	24
41	(")	139	109	66	55	64	(")	79	103	31
42	(")	154	126	81	55	64	(")	91	123	40
43	(")	182	151	119	61	74	(")	114	141	41

注：(1) 各市場での小麦の品種と等級は、ニュー・ヨーク及びシカゴ (Hard Winter, No. 2), ウィニペグ (Northern Manitoba, No. 2), ブエノス・アイレス (Semihard, No. 2), シドニー (Australian Milling, No. 2) である。

(2) トウモロコシの場合は、リバプール (Yellow La Plata), シカゴ (Yellow, No. 3), サン・フランシスコ (Yellow, No. 2), ブエノス・アイレス (Yellow Corn) である。

資料：U.S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1952, p. 17, (1929~43), do., 1937, pp. 26-27 (1926~28).

国内市場価格がそれらを上廻る関係が定着してきた(表3参照)。例えば、小麦は、先述した37年を除いて、33年以降この関係に陥った。国内価格が国際価格を上廻る価格関係と輸出農産物における大量繰越の発生(表4参照)は、余剰農産物処理の為に、海外市場販売に対する補助金を要請する。ここにおいて、輸出農産物における二重価格制が成立する。具体例についてみれば、38年に小麦が、過剰在庫の形成を阻止するために、ブッシェル当り29セント(農場価格は55.3セント)で9,400万ブッシェル輸出され、39年には、621.4万捆の綿花がポンド当り1.5セントの補助金を受けて輸出された。また、39年6月の米英政府間バーター協定の下で、アメリカの60万捆の綿花とイギリスの約8万トンの

表 4 農産物の繰越量と繰越比率の変化, 1929~44年度

年度	小 麦		トウモロコシ		綿 花	
	繰 越 量	比 率	繰 越 量	比 率	繰 越 量	比 率
	1,000ブッシェル	%	1,000ブッシェル	%	1,000捆	%
1929	291,115	27.5	139,258	5.5	4,530	26.1
30	312,505	26.5	168,163	8.2	6,370	34.6
31	375,257	29.9	270,402	10.9	9,678	41.5
32	377,750	33.4	386,561	13.7	8,165	35.9
33	272,893	29.3	337,734	13.8	7,744	36.9
34	145,889	17.9	64,788	3.7	7,208	41.5
35	140,433	17.4	175,886	8.0	5,409	30.5
36	83,167	10.3	65,655	3.8	4,499	25.1
37	153,107	16.0	361,438	15.4	11,533	50.3
38	250,015	23.4	583,740	25.1	13,303	57.1
39	279,721	28.2	687,623	27.7	10,564	42.9
1940	384,733	35.0	644,677	25.8	12,166	52.7
41	630,775	47.4	490,688	17.5	10,640	46.3
42	618,897	38.7	384,101	11.4	10,657	45.7
43	316,555	19.8	230,995	7.4	10,744	49.1
44	279,180	19.7	315,272	10.5	11,164	48.8

注：繰越比率は当該年度末の次年度繰越量を総供給量(小麦・綿花)及至総分配量(トウモロコシ)で除したものである。

資料：U. S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1952.
pp. 14-15, 43, 76, 81.

ゴムが交換されている⁹⁾。

しかし、二重価格制が全般的に農業生産物に関して確立したわけではない。38年及至39年のそうした補助金による輸出計画は部分的であったし、他方で、「農産物輸出に関連した損失に対して 補助金 または 補償を支払うことによって 農産物の輸出を奨励すること」という目的を含む 1935年農業法のいわゆる「第32条資金」¹⁰⁾ は、互恵通商協定政策との対立を避けて、主に困窮者救済の為の食糧スタンプ計画と学校給食計画など国内的に運用された¹¹⁾。つまり、それらの輸出補助金計画は例外的及至実験的なものとみるべきであり、むしろ、第二次大戦へのアメリカ参戦と関連して、武器貸与法を中心に大規模に展開される輸出計画において広範化していくのである。

- 1) Benedict, M. R., *Can We Solve the Farm Problem?*, 1955, 邦訳(山口辰六郎監修),『アメリカ農業政策史』1958年, pp. 263-64。その計画の財源は主に「長官は農産物に対し『当該商品の現在の平均産先価格と当該商品の公正な交換価値との差額』だけの加工税を課する権限を与えられた」ことにより捻出された(Benedict, 邦訳, 前出書, p. 264; アメリカ経済研究会編, 前出書, pp. 144-45)。なお、この「加工税 および 補償税制」は最高裁の違憲判決により無効とされ廃止されるが、それに代替する「土壌保全および国内割当法」が成立し、政策の大綱は継承された(アメリカ経済研究会編, 前出書, pp. 146-48; Benedict, 邦訳, 前出書, pp. 284-88)。

また、「パリティ」価格とは「農産物価格を1909年8月から14年7月の5ヶ年を基準年次(タバコの場合は19年8月から29年7月)として、その年次における水準と同じ価格水準をもつ価格」(アメリカ経済研究会編, 前出書, p. 144)であるが、その合意はその期間に存在したと「同様な関係を非農産物価格に対して保持する」ことであり、この時期は「農産物 および 非農産物の価格に関するかぎり比較的安定した時期であり、南北戦争以来のどの時期よりも 農民が相対的に裕福な時期」に相当していた(Benedict, 邦訳, 前出書, pp. 4-5, 13-14, 17-18)。

- 2) 販売協定は、1933年農業調整法の「対生産者支払価格と農産物取扱業者と加工業者に認められた利鞘を統制するために、加工業者・生産者組合 その他の者と販売協定を締結すること」という規定に基づき、この協定は「反トラスト法」の例外とされた(Benedict, 邦訳, 前出書, p. 263)。販売協定が適用されたのは主に「基本農産物以外の生産物、たとえば 畜産物、果実、野菜など」で、「特に流動ミルクシェッドの場合は重要であった」という(アメリカ経済研究会編, 前出書, p. 143)。
- 3) 同志社大学の研究も、ニュー・ディールの農業政策を総括して、「この新しい政策基調は、国民経済的観点から、農業への所得の移転ということによって 農業の

- 回復、改善をはかり、同時に相対的に低所得水準にある農業に所得の移転を行うことによって農民の購買力を増加させ、国民経済的に有効需要の増加を期待するというにであった」としている（アメリカ経済研究会編、前出書、p.168）。こうして、「国民経済的観点」からその政策基調を「正当」化されているが、ひとまず国内均衡の視点の限りであることを確認しておこう。
- 4) Beuedict, 邦訳, 前出書, pp.268-70.
 - 5) U.S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1952, p.552.
 - 6) Lipsey, R.E., Price and Quantity Trends in the Foreign Trade of the United States, 1963, pp.436-37. 戦争期には、「武器貸与法」にもとづく輸出計画を中心に、42年の8.8%から43年以降13%台の水準に回復していく。
 - 7) Agricultural Statistics, 1948, p.478. ここで輸入数量についてみておこう。ゴム、コーヒー、絹、ココア豆、じゅうたん用羊毛、バナナ、茶及び香辛料が大半（約95%）をなす「補完的輸入(complementary importe)」は20年代後半期と同一量及至それを上回る数量を維持し、アメリカ大恐慌とその後の不況の影響を受けたのは統計的に「補充的輸入 (supplementary importe)」とされる上記以外の農産物であったが、輸出品の減少ほどの変化は示さなかった。個別的には、(上記以外の)羊毛や酪農製品及び皮革類の減少が著しい(ditto, p.479)。なお、上記の「補完的輸入」は消費向け農産物輸入のほぼ50%に相当する(do., 1952, p.552)。
 - 8) Agricultural Statistics, 1952, pp.9, 14-15, 43, 81.
 - 9) Popper, op. cit., p.40; Arndt, op. cit., p.88.
 - 10) 1935年の農業調整法改正によって設けられた第32条は、「以下の措置を可能にするために連邦政府の受取る関税収入の30%を農務長官に使用させることを規定した。(1)農産物輸出に関連した損失に対して補助金または補償を支払うことによって農産物の輸出を奨励すること、もしくは国内消費用に必要とされる生産部分につき追加払いとしてそれらの生産者に支払うこと。(2)当該商品を正常流通経路から他に転用することによって、それらの国内消費を奨励すること。(3)作付もしくは生産量の調整のために融資すること」がそれである。そして、この第32条資金の適用は基本農産物には限らなかった(Benedict, 邦訳, 前出書, pp.282-83)。
 - 11) 詳細については、Benedict, 邦訳, 前出書, 第8章を参照。

II-2 商品金融公社の融資・買上げ活動を通じる価格支持と余剰農産物集積

商品金融公社(Commodity Credit Corporation; 通称 CCC)は、既に概要をみた価格引上げと農業者所得増加を図る価格支持政策を基調とする農業政策を基本的に前提し、それを補完する機関として融資及びそれを通じた買上げによって価格支持活動を展開する目的で設立された(33年10月)。CCCは、連邦

政府による各般の農産物価格支持計画に沿いながら、既に確認した「供給量削減によって価格引上げをやるには時間的ズレが不可避である」ことによる政策遂行上のギャップを埋め、「庭先価格と農業所得を引き上げるために一層迅速で積極的に行動できる」点に活動領域を見い出す¹⁾。つまり、農業者の資金需要に即応し、与えられた「パリティ」価格を基準に融資を行い、そうすることを通じて農産物の価格支持を間接的に担い且つ設定された価格水準の波及を強める役割を作用因としている。以下では、CCC の活動を融資方法とその対象についてみることにより価格支持融資・買上げのメカニズムを確認し、次に 1938 年以降の活動範囲の拡大と資金的基础の拡充並びにそれに伴う CCC の機能変化を見ることにする。

ニュー・ディールの初期に行われた融資計画はほぼ綿花とトウモロコシに集中していた。融資方法は CCC の直接融資と CCC 保証による金融機関融資とに圧別できるが、前者の融資形態は「償還請求権のない融資 (nonrecourse loan)」として価格支持に広範に利用されるようになるので、それについて見ておこう。この融資は、1933年度の綿花とトウモロコシの場合、綿花は農務省の検査基準に合格した指定綿花倉庫が発行した倉荷証券に基づいて、またトウモロコシは綿花の場合と同様にして或いは農場の貯蔵設備に見返り担保の封印をして²⁾、行われるが、その場合、被融資者は政府の減反一生産調整計画に協力する必要があった。こうして融資を受けた農業者は、融資を返済して見返り担保を取り戻すことも、或いは見返り担保を融資期間の終りに引渡してそれ以上の債務支払を免れることもできる。この「償還請求権のない融資」によれば、農民は、市場価格と融資率の関係に応じて、融資を返済するか或いは担保農産物を CCC に引渡すかいずれかを選択できるわけである³⁾。1933年度に実施された融資計画では、トウモロコシの場合、融資率は時価を上廻り価格引上げを果たした上、更に農家保有分の一部が 34年に使用するために保留されたが、資金需要は 33年中に充たされていた⁴⁾。線花の場合には、銀行、仲買人、周施業者、商人が融資の実施を要請されたが、彼らは 33年度末迄のどの時点でも「額面価格に繰延利子を付して CCC が手形を買上げる旨の保証」を与えられてい

表 5 商品金融公社の融資活動(1933~39年度)と未払融資残高(その1)

(1940年1月1日現在)

(単位: 金額・千ドル)

	実 施 された 融 資 ¹⁾	未 払 融 資 残 高			担保及びCCC所有 商品(40年1月1日)		
		CCC 保有分	銀行及び 他の貸付 業者保有 分 ²⁾	合 計	数量単位	担 保 ³⁾	CCC の所有 商 品
綿 花							
1939-40年計画	102	2	100	102	千捆	2	0
1938-39年 "	205,329	45,639	132,587	178,226	"	3,823	0
以前の計画	678,071	66	0	66	"	0	6,867
合 計	883,502	45,707	132,687	178,394	"	3,825	6,867
トウモロコシ							
1939-40年計画	70	18	69	87	千 ブッシェル	153	...
1938-39年 "	129,663	115,259	0	115,259	"	186,303	} 77,156
以前の計画	168,096	2,878	0	2,878	"	4,984	
合 計	297,829	118,155	69	118,224	"	191,440	77,156
タバコ							
1939年計画	35	33	0	33	千ポンド	665 ⁴⁾	166,547
以前の計画	9,569	3,078	0	3,078	"	17,561	...
合 計	9,604	3,111	0	3,111	"	18,226	166,547
テレピン樹脂・ロ ジン ⁵⁾							
1939年計画	8,786	8,786	0	8,786	千ガロン	6,122	...
以前の計画	18,460	7,834	0	7,834	千バーレル	658	...
					千ガロン	680	...
					千バーレル	601	...
合 計	27,246	16,620	0	16,620			...
いちじく							
1939-40年計画	51	50	0	50	千トン	2	...
1938-39年 "	125	0	0	0	"	0	...
1937-38年 "	84	0	0	0	"	0	...
合 計	260	50	0	50	"	2	...
ピーナツ							
1939-40年計画	802	767	0	767	千トン	12	...

表 5 商品金融公社の融資活動(1933～39年度)と未払融資残高(その2)

(1940年1月1日現在)

(単位:金融・千ドル)

	実施 された 融資 ¹⁾	未払融資残高			担保及びCCC所有 商品(40年1月1日)		
		CCC 保有分	銀行及び 他の貸付 業者保有 分 ²⁾	合 計	数量単位	担 保 ³⁾	CCC の所有 商 品
1938-39年 "	7,034	0	0	0	"	0	"
1937-38年 "	5,267	0	0	0	"	0	...
合 計	13,103	767	0	767	"	12	...
干しすもも							
1938-39年計画	397	29	0	29	千トン	18	...
1937-38年 "	2,357	0	0	0	"	0	...
合 計	2,754	29	0	29	"	18	...
レーズン							
1938-39年計画	2,688	2,349	0	2,349	千トン	58	...
1937-38年 "	1,244	0	0	0	"	0	...
合 計	3,932	2,349	0	2,349	"	58	...
小 麦							
1939年計画	116,259	6,362	104,096	110,458	千 ブッシェル	157,397	...
1938年 "	49,216	2,227	0	2,227	"	3,649	236
合 計	164,475	8,589	104,096	112,685	"	161,046	236
羊毛・モヘア							
1939年計画	1,584	1	213	214	千ポンド	1,284	...
1938年 "	14,916	0	0	0	"	0	...
合 計	16,500	1	213	214	"	1,284	...
バター							
1939年計画	2,815	2,556	0	2,556	千ポンド	10,156	...
1938年 "	29,095	0	0	0	"	0	"
合 計	31,910	2,556	0	2,556	"	10,156	...
なつめやし, 1937-38	61	0	0	0	"	0	...
ヒッコリー, 1938-39	371	296	0	296	"	2,005	...

表 5 商品金融公社の融資活動(1933~39年度)と未払融資残高(その3)

(1940年1月1日現在)

(単位:金融・千ドル)

	実 施 された 融 資 ¹⁾	未 払 融 資 残 高			担保及びCCC所有 商品(40年1月1日)		
		CCC 保有分	銀行及び 他の貸付 業者保有 分 ²⁾	合 計	数量単位	担 保 ³⁾	CCC の所有 商 品
ホップ, 1938-39	1,388	1,067	0	1,067	"	5,180	...
ライ麦, 1939-40	557	542	0	542	"	1,433	...
総 計	1,454,492	199,839	237,065	436,904			

- 1) C. C. C. により直接行われた融資及び C. C. C. との購買契約にもとづいて諸貸付機関により行われた融資を含む。
 - 2) 当該欄の商品に対しては, C. C. C. が債務を有する(責任を負う)。
 - 3) C. C. C., 諸銀行, 及び他の貸付業者による融資に対する担保商品(Commodities pledged)
 - 4) 購買機関との協定にもとづいて1939年秋に open market で購入されたタバコで, 協定は自分の任意選択で(at agent's option) C. C. C. から権利を得ることをその購買機関に認めている。
 - 5) 上段はテレピン樹脂(turpentine)で, 下段はロジンである。
- (資料) U. S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1940, p. 632.

たので, その融資水準が綿花の最低価格設定を意味した⁵⁾。CCCは、「償還請求権のない融資」のこのような直接・間接の二形態の融資方式を主軸に, 価格支持活動を展開するが, その際, 融資対象は必ずしも基本農産物に限定されず, 大統領が指定した商品にこの方式の融資が行われた⁶⁾。各種農産物に対する融資活動を示す5表によれば, CCCの活動の主力は線花, トウモロコシ及び小麦に向けられ, 綿花, 小麦及び羊毛融資が主に後者の方式によっており, その他の商品は前者の方式を適用されている。38年度までに実施された価格支持融資において, 殆んどの商品が融資を償還しているか及至は担保の状態にあるのに比べて, 綿花, トウモロコシ及び小麦は既にCCC所有に帰する部分を生じ, 事実上CCCによる買上げの事態を招いたことは注目に値する。前述したCCC融資の性質から, 融資率と市場価格変動の係に依じて, CCCの買上げ・在庫累積の可能性は与えられていたからである。こうした融資清算によるCCCの

商品取得と共に、CCC はその輸送・貯蔵及び処分を必要とし、その結果、取引にもまきこまれることになる。それが現実化するのには37年であるが、39年の秋には価格支持の方法として市場における直接買付を始める⁷⁾。とはいえ、それを以て直ちに、余剰農産物の新たな発生——CCC 保有の過剰農産物累積——海外市場への補助金輸出、の直線的図式を結論するわけにはいかない。というのも、農業生産に対する自然的条件の作用はもとより、生産調整の達成見通し、農産物需要の動向、そうした事情にもとづいた計画当局の支持価格水準の操作(これは CCC にとって与えられた前提である)など多様な要因が存在し、CCC 自体の資金的限界も考慮しなければならないからである。

そこで、農業調整計画にあって、価格支持と表裏一体にあるはずの農産物の生産調整に簡単にふれておこう。生産調整は任意の協定にもとづく農産物の作付面積及至市場向け生産の削減に依拠したが、これらの消滅に比例して生産高が減少するわけではなかった。最劣等の土地が休耕に回され、耕作される土地が集約的に経営されまた技術的改善も加えられ、また生産調整計画に参加している農民とそうでない農民の間での競争により減反が制約されるなど、生産高の削減を必ずしも順調に進捗させない諸要因が作用するからである⁸⁾。概して、減反が生産量の減少と結びついたのは計画の初期であり、1937～38年の景気後退以後は両者が照応せず、生産の量的調整は殆んど達成できない状態に陥っている(表6)。この傾向はとくに輸出比率の高い綿花と煙草の場合に著しく、綿花は順調な作付制限を果たしたものの生産高を大幅に縮減させるには到らなかった。トウモロコシの場合は、計画初期に達成された作付制限がほぼそのまま維持されるなかで、生産高が増大していく傾向すら示した。このように、作付制限と生産高調整が照応しないで、生産量を維持していく関係は、別の面でみれば、単位面積当りの生産増加が進展したことを示している。つまり、生産調整の側で一応作付面積の調整は進展しながらも、農業内部で、与えられた価格支持を条件にして、集約的生産、土地保全及び農業技術上の改善などむしろ増産へ転じる条件すら生じつつあったことから、生産高の調整は容易に達成できるものではなかった。

さて、議会の CCC に対する認識が高まるにつれて、CCC の活動はより広範となり、それに応じて財政的基礎の拡充が図られる。38年農業調整法においてその方向が明瞭となる。同法は融資がパリティの52~75%の範囲内で行われるべきことを規定し、それぞれの融資率で「償還請求権のない融資」を行うことを指示した。当初は主に綿花、小麦およびトウモロコシに適用され⁹⁾、以後適用対象が拡張され(表5参照)、40年代に入ると、多種類の農産物に適用されしかも価格支持水準を漸次引上げる方向で融資が行われるようになる¹⁰⁾。このような融資対象の拡張と融資率引上げを資金的に支援するために財政基盤の強化が図られ、38年法は CCC に資産再評価の方法を通じて国庫支払を行ない、また5億ドルの債券及び手形を発行する権限を認めた¹¹⁾。後者の方法による資金調達は、その後、39年3月に9億ドル、40年8月に14億ドル、41年7月に26.5億ドル、43年には30億ドルと借入限度を広げられる。前者については、既に36年に資本金が300万ドルから1億ドルに増資されていたことをうけて、CCC は、

表 6 主 要 基 本 農 産 物 の 生 産 調 整

(実数は各1,000単位、指数は%)

	1930~1932年		1933~1935年		1938~1940年		1941~1943年	
	収穫面積	生産高	収穫面積	生産高	収穫面積	生産高	収穫面積	生産高
小 麦	59,397	861,456	80.9	66.0	98.3	95.8	88.1	106.6
	100.0	100.0						
トウモロコシ	106,303	2,528,803	81.4	92.2	83.7	100.0	83.0	114.5
	100.0	100.0						
綿 花	39,013	14,677	71.6	75.7	61.4	82.5	56.8	79.5
	100.0	100.0						
煙 草	1,839	1,410,379	80.7	88.8	90.8	111.7	75.1	96.3
	100.0	100.0						
豚：総頭数 内・子豚		56,614		94.1		91.7		111.2
		25,454		95.2		99.8		125.5

単位：面積はエーカー、豚の場合は頭数

生産高は小麦とトウモロコシはブッシェル、綿花は梱、煙草はポンド

資料：U.S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1952,

pp, 2, 36, 76, 126-27. 405.

担保として保有している商品及び自己所有に帰した商品を 3 月末日現在の市場価額で再評価し、38年と39年で合計約 2 億ドル、43年から45年にかけて 11.8 億ドルを国庫から受取った。その間に、40年と42年に計 7 千万ドルが国庫に納付されていた。

以上のような CCC の資金拡充と支持価格引上げを伴う 義務的価格支持融資は、市場価格を上廻る融資率を通じて、農産物の「正常な移動が制限され、多量の売れないストックを CCC が抱えこむ」¹²⁾ ことに道を拓いた。しかも、例えば、CCC 所有の綿花に対して「要した全費用を政府に償還できないような低い価格で綿花を販売してはなら」ず、また「一カ月30万俵以上、年間150万俵以上は販売できない」とする在庫処理の制限が規定された¹³⁾ように、CCC の許での余剰農産物の集積は必然的となる。こうした諸措置によって、CCC は、「価格と供給の安定」を目的とした機関から、「備蓄機関」へと機能変化を遂げてゆく¹⁴⁾。但し、在庫処理に対するそのような制限は輸出向け販売の場合には適用されず、この例外措置は CCC が保有する農産物の過剰ストックに、それが国内市場で価格低落圧力として作用するのを防止しながら、海外市場に販路を求めて処理する方向を与えた。前節でみた小麦と綿花の輸出補助金計画による海外向け処理はその具体例をなしていた。そして、既にふれた価格支持を CCC が行なうもう一つの直持買付の方法をも併用して、CCC は次節でみる農産物輸出計画に動員され、農産物輸出の主要機関と化していくのである。このように、海外輸出市場から国内市場中心へ方向転換し、発生した余剰農産物を困窮者救済と学校給食及び用途転用などの諸計画を通じて国内的に処理し、また 互惠通商協定政策との対立を回避してきたアメリカ農業の位置関係は、上述してきた CCC の機能変化とともに、崩壊の契機を与えられる。

1) Benedict, 邦訳, 前出書, pp. 269-70; Schickele, Rainer, *Agricultural Policy: Farm Programs and National Welfare*, 1954, pp.192-93.

2), 3) Benedict, 邦訳, 前出書, p.441; Schickele, op. cit., p.193.

4) Benedict, 邦訳, 前出書, pp.442-43. 融資率はブッシュル当り45セントで、トウモロコシの農場価値はトウモロコシ地帯の殆んどで 31~37 セント (33年11月) であった。また、こうして維持された高価格は「1933~34年冬の家畜の飼養頭数整理や軽量飼育」の原因となり、トウモロコシ融資計画が間接的に畜産調整に影

響する計画でもあることが示されている（同所）。

- 5) 綿花融資はポンド当り 10セントで行われ、これは「商業上の取引の通例である 65~75%融資」に比べてほぼ100%融資であった（Benedict, 邦訳, 前出書, pp. 441-42）。
- 6) Benedict, 邦訳, 前出書, p. 311。
- 7) Benedict, 邦訳, 前出書, p. 448. この種の取引活動は戦争期間中に、種々の計画を遂行する方法として、一層広範に展開されることになる。
- 8) Schickele, op. cit., pp. 202-03. シッケルが指摘する要因をここに再言しておこう。「1. 最劣等の土地が先づ生産から排除され、かくして生産に残された土地の生産量は以前の総面積の平均よりも高くなる。2. 耕作される土地はより適切な圃場管理、より高度な施肥及びよりよい除草によって一層集約的に耕作され、そうしたことが収穫量の増加に結果する。3. 後年になると、割当られた面積は、休耕になっていたか、或いは牧草、豆類及びその他の土壤培養作物を植付けられて十分に保全された土地に作付けられ、そのことが収穫を更に高める。4. 天候やその他の外的諸要因による収穫量の年々の変動は 作付面積割当の比率変化よりも一層大きいことがしばしばである。5. 生産者たちの完全な協定参加を望めない以上、例えば農民の 70~75% が生産調整計画に参加するとしても、これらの農民たちは、非協力農民の側での 不変及至増加させられずする 作付面積を相殺する為には、一般的に望まれる 作付面積よりもかなり大きな パーセンテージだけ彼らの作付面積を削減せざるをえなくなる。かくして、農民たちが合理的に求められる比率削減に対してはむしろより狭い現実的限界がある。6. 作物品種、耕作、施肥、除草及び 悪疫防除における技術的改善が、数年間にわたる作付面積統制計画によって達成される作付削減をも 相殺する以上の、単伍エーカー当りの収穫高を傾向的に上昇させる」 (ditto)。
- 9) Benedict, 邦訳, 前出書, pp. 290, 444-45。
- 10) Agricultural Statistics, 1952, pp. 680-81 を参照。
- 11) Benedict, 邦訳, 前出書, p. 445. こうした財政基盤の強化措置とともに、CCC の所有権は政府に移管され、その運営権限は農務長官に付与された(38年3月8日)。その後、39年7月1日には 大統領再編計画により農務省に移管され、それまで費消資金の大部分を復興金融公庫に依存していた関係は名実ともに終了する。
- 12), 13) Benedict, 邦訳, 前出書, p. 469. CCC 所有の商品を処理することに制限を加えたのは、1938年と 39年の立法措置によってであり、この措置は 45年4月12日まで効力を付与されていた（前出書, p. 446）。
- 14) Benedict, 邦訳, 前出書, p. 478。

III-3 戦時輸出計画と商品金融公社

1939年9月の第二次ヨーロッパ戦争の勃発以降、それまで低迷を続けてきた農産物輸出に転機が訪れる。41年初の大統領教書は民主主義国家を援助する旨を宣言し、同年3月11日に成立した「武器貸与法」(Lend-Lease Act)にもとづいて直ちにイギリス・ギリシアに軍事物資の貸与が適用された。アメリカのそうした援助方向は、前稿でもみたように、米英通商協定の政治的一面と「1939年中立法」の意味からして首肯できるところである¹⁾。その意味で、戦時需要に対する連合国向けの供給が増大する状況が生じ、それがアメリカ農業にも新たな刺激として作用する。ここでは、そうした事態を背景に、41年度以降急速に増加する農産物輸出の動向を検討し、世界戦争下に輸出機関としてその意義を強めた CCC の役割を検出し、戦後に、対外援助政策と密接に関連して CCC が自己の地位を確立するのを見ることにしよう。

ニュー・ディール下の農産物輸出は、20年代のそれに比べて、絶対的にも相対的にも後退を余儀なくされ、戦争開始前の 38 年度迄の年度平均輸出額は約 755 百万ドルにすぎなかった（因みに、この額は 29 年の綿花輸出 770 百万ドル²⁾と同規模である）。その後、39年度には 738 百万ドルであったが、40年度に 350 百万ドルに急減して以来、農産物の「商業的」輸出は低迷し、41年度 294 百万ドル、42年度 274 百万ドル、43年度 463 百万ドル及び 44年度 628 百万ドルと遂にニュー・ディール下 30 年代の実績を回復するに到らなかった。尤も、45年度になると、戦争の実質的終結とともに、1,489 百万ドルと 29 年度の輸出額に匹敵する農産物が「商業的」に輸出されている。戦時中のそうした「商業的」輸出の低迷に代って、農産物輸出の急増を担ったのが武器貸与法にもとづく輸出であった。後者は、41年度以降、国内産農産物総輸出の 7 割及至 8 割を占め、それぞれ 738 百万ドル、1,223 百万ドル、1,843 百万ドル及び 1,529 百万ドルに上った（表 7 参照）。

また、40年代に新たに登場した幾つかの輸出計画と CCC の関係を概観しておこう。アメリカの参戦と共に種々の輸出計画が始動するが、そのなかで CCC

表 7 アメリカの国内産農産物総輸出と商品金融公社の農産物調達

(単位, 100万ドル, %)

	年 度 (7 月開始)					
	1940	1941	1942	1943	1944	1945
国産農産物総輸出	349.8	1,032.3	1,497.0	2,305.3	2,190.6	2,854.3
内訳:						
武器貸与法による輸出	...	(1) 738.3	1,223.2	1,842.5	1,529.4	670.1
(C. C. C. 調達分)	(29.3)	(782.9)	(999.8)	(1,671.8)	(2,137.5)	(872.4)
UNRRA による輸出	...	...	...	...	(2) 32.8	695.2
(C. C. C. 調達分)	...	...	...	...	(13.6)	(478.9)
その他	349.8	294.0	273.8	462.8	628.4	1,489.0
(内・個人乃至私的機関 による救済等)	...	(2.1)	(10.4)	(35.6)	(47.8)	(24.0)
国産農産物総輸出	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
内訳:						
武器貸与法による輸出	...	71.5	81.7	79.9	69.8	23.5
(C. C. C. 調達分)	...	(106.0)	(81.7)	(90.7)	(139.8)	(130.2)
UNRRA による輸出	...	...	...	...	1.5	24.4
(C. C. C. 調達分)	...	...	...	...	(41.5)	(68.9)
その他	100.0	28.5	18.3	20.1	28.7	52.2
(内・個人乃至私的機関 による救済等)	...	(0.1)	(1.8)	(7.7)	(7.6)	(1.6)

(1) 1941年3月11日～1942年6月30日

(2) 1944年9月～1945年6月

(3) 括弧内の割合は該当項目と括弧内指示分との関係を示す。

資料: 輸出額は U. S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1947, 1948, and 1950. C. C. C. による輸出計画向け調達は, ditto, 1950, pp. 616-17.

が物資調達を通じて関与した諸計画をみれば(表8), 武器貸与法にもとづく輸出計画が大半を占めている。すなわち, 40年度には29百万ドルにすぎなかったが, 参戦と共に, 41年度783百万ドル(全体の99%), 42年度10億ドル(同88%); 43年度1,672百万ドル(同84%)及び44年度2,138百万ドル(同82%)と, CCCによる輸出計画向け農産物調達は武器貸与計画にはほぼ集中している。45年度になると, その額は872百万ドル(同43%)となり, 戦後の救済や復興向けの農産物調達が増加してくる。

表 8 商品金融公社の輸出計画向け農産物調達

(年度は7月1日開始の農業年度, 単位: 100万ドル)

計 画	1940	1941	1942	1943	1944	1945	累 計
武器貸与計画	29.3	782.9	999.8	1,671.8	2,137.5	872.4	6,493.7
政府の現金購入	...	2.3	12.9	100.9	153.5	425.2	694.8
UNRRA	...	...	...	...	13.6	478.9	492.5
軍関係	...	0.1	37.7	93.6	195.2	192.0	518.6
その他政府機関	...	0.4	21.9	16.7	18.7	15.9	73.6
アメリカ赤十字	...	0.9	10.8	31.0	31.2	0.2	74.1
私的救済組織	...	...	0.6	0.4	0.1	0.9	2.0
地域的緊急備蓄	...	5.4	54.1	73.9	68.3	26.1	227.8
合 計	29.3	792.0	1,137.8	1,988.3	2,618.1	2,011.6	8,577.1

資料: U. S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1950, p. 618.

以上のような事実を関連づければ, CCC は, 戦時経済下の特殊な条件の下においてではあれ, 主に武器貸与法にもとづいて拓かれた輸出ルートを通じて大規模な農産物輸出を担い, 通常の「商業的」ルートによる輸出の停滞を補う以上の役割を果たしたということができよう。表7中の輸出実績と CCC による輸出物資調達の関係は, 戦時中に, CCC が輸出機関として実質的に機能していたことを物語っていると考えられる。戦後でも, 政府による輸出計画や UNRRA による救済輸出に対し重要な役割を果たすことになった。このように, CCC は, 農産物の価格支持機構の重要な一環として機能しながら, 同時に戦時の物資調達・輸出機関としての機能を 対外援助政策と結びついて展開したわけである。序でに述べれば, 諸輸出計画に向けて CCC が調達した農産物は多種類に及び, 酪農品, 家禽類, 食肉, 油脂, 穀物類及びタバコが主な農産物であった³⁾。

CCC が以上のような活動実績を展開してきたとはいえ, CCC は設立後「1935年に認可された定款はしばしばしかもごく短期間を限って更新され」る形で存続する「臨時緊急機関」の状態におかれていた⁴⁾。そうした不安定状態に終止符をうち, 設立以来の実績を公式に確認し, 戦後の恒久的な機関として存続するのを承認したのが1948年6月29日の「商品金融公社新定款法」の成立である。

同法により CCC は次の権限を与えられた。(1) 融資、買上、支払およびその他の諸操作により農産物の価格を支持すること。(2) 農産物の生産および販売に関連して必要な資材および施設を利用すること。(3) 他の政府諸機関、諸外国政府或いは国内、国外または国際的救済もしくは復興機関への売却のためおよび国内の必要を充すために農産物を調達すること。(4) 余剰農産物を除去もしくは処分またはその除去もしくは処分を援助すること。(5) 国内市場の拡大もしくは拡大を援助することにより、または新規の追加市場、販売施設および用途の開拓もしくは開拓を援助することにより、農産物の国内消費を増大させること。(6) 農産物を輸出もしくは輸出させ、または外国市場の開発を援助すること。(7) その他議会が特に権限を与え、または定めた諸操作を遂行すること、がそれである⁵⁾。更に、49年の改正で、CCC の運営が理事会から農務長官に移管されるなどの変更の他に、「海外で生産された緊急用および戦略用の資材と農産物とのパーター取引を行う権限」が CCC に付与された⁶⁾。こうして、CCC は、戦後にあらためて、農産物価格支持と余剰農産物処理 及び公的機関向け農産物調達並びに農産物輸出の諸機能を営むことになり、戦前と戦中に果たしてきた役割を継承するわけである。のみならず、戦後に開始される対外援助法は、戦時中の武器貸与法がそうであったように、CCC の保有する余剰農産物に捌け口を提供し、CCC が媒介環となってアメリカの余剰農産物処理と対外援助政策が連結されることになった。とりわけ「1948年対外援助法」(いわゆるマーシャル・プラン) は、その一条文において、「商品金融公社は、余剰商品を対外援助のために、生産費または国内価格の内の いづれか低い方で売却することができ、この操作のための費用の 50%までを、農務長官は第32条資金から支払う権限を与えられる⁷⁾」と規定し、輸出補助金を通じる農産物の二重価格制を確立させる。それに伴ない、互惠通商協定政策を中心に進められてきたアメリカ貿易政策は異質な原理を導入することになったわけである。

1) 拙稿「アメリカ互惠通商協定政策の成立と展開」、『経済論究』第35号, pp. 116-17.

2) U.S. Department of Commerce, Statistical Abstract of the United States, 1940, p. 493.

- 3) U.S. Department of Agriculture, Agricultural Statistics, 1950, pp. 616-17.
- 4) Benedict, 邦訳, 前出書, p. 456.
- 5) 同上, pp. 456-57.
- 6) 同上, p. 458.
- 7) 同上, pp. 458-59.

お わ り に

ニュー・ディール下のアメリカ貿易は、経済不況を克服する政策が国内均衡の回復を中心に展開され、しかも主要各国の貿易政策がアメリカ外国貿易に諸々の制約を加えるなかで、アメリカの国内景気振興の補完的役割を担うものであった。ニュー・ディール貿易政策は、国内外のそうした基本的条件の下で展開され、国内政策から余り制約されず、また国内での景気振興政策と直結されることもなく、そうした関係が与えられていた限りで、互惠通商協定政策を中軸に国際貿易関係を自由市場原理にもとづいて再建する方向を提起してきた。

他面、アメリカ農業の分野で設定された二重価格制度は、恐慌下のアメリカ農業を規定していた生産過剰、高賃金及び低生産性等の基本的諸条件の改善を直接に目ざすのではなく、生産調整＝価格支持計画によって農業を危機的状態から救出することを意図した農業政策の一帰結である。ニュー・ディール農業政策は、国内均衡的には合理的とみなされるところでも、その代りに農業部門における自由市場原理の実質的放棄を不可避にしていた。しかも、農産物における二重価格制度が戦後のアメリカ対外援助政策と関連して確立されたことは、余剰農産物処理の為に輸出を通じて、戦後の国際的な農産物貿易に著しい作用を及ぼさずにはいなかった。

前稿で明らかにしたように、戦後の国際的な貿易自由化の機構であるGATTは、理念的に、また関税譲許の方法に於ても、その歴史的先駆をアメリカ互惠通商協定政策に求めたが、戦後にGATTが機能展開を遂げ始めるのに平行して、これとは生成原理を異にする農産物の輸出径路がアメリカの対外援助政策につれて準備されるわけである。こうして、後進農業諸国はGATTを通じて

農産物輸出の増加に対する展望を与えられながら、他方で、二重価格制度下の、一般的な貿易径路とは別に設けられた、アメリカ余剰農産物の輸出攻勢に脅かされることになる。とりわけ、マーシャル・プランや MSA 援助などが主に工業諸国と締結されることは、後進農業諸国に対してその輸出市場を侵害することに通じた。言いかえれば、アメリカ農業における二重価格制度は GATT が依拠している自由市場原理に対する侵害である。そして、このような矛盾は既にニュー・ディール貿易政策に胚胎していたのである。